

第5回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年6月25日(水)午前9時から午前9時50分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(22名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 高橋 文勝、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会期の決定

第4 議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第5 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第6 議第21号 農用地利用集積計画の一部訂正について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主事 原田恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎顯一

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 登坂賢治

皆様、おはようございます。本日も天気の良い中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。好天が続き、雨不足が心配されるようではありますが、苗の生育も順調でなんとかこのまま成長を続けてくれれば良いなと思います。

農業委員会につきましても皆様ご存じのとおり、農協改革と併せまして農業委員会改革も規制改革会議で議論され、農業委員会につきましては、公選制の廃止、人員削減というような政

府与党の方針も示されました。秋の国会に法案が提出されることから、農業委員会としても今後
も運動を展開しながら進めていきたいと考えておりますので、皆様におかれましてもご理解を
いただきたくお願いいたします。本日もスムーズな議事進行にご協力賜りますようお願いし、あいさ
ついたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第5回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、22名であります。欠席委員は、ございません。川西町農業委員会
会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入り
ます。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定
により本職から指名いたします。7番新野勝廣委員、8番須貝寿裕委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐
並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限り
することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、議第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

1ページをご覧ください。議第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可
決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転につ
いて許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第19号1番から2番について朗読により説明)

なお、以上2件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に
該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます
番号1番及び2番について20番牛谷清海委員より報告を願います。

20番 牛谷清海委員

番号1番及び2番について、関連がありますので一体的に現地調査をしてみました。両案件とも交換耕作を基本として、譲渡人の農地を譲受人が取得することにより農地の面的な利用の効率化が図られることを見据え取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。同一面積ではありませんが、両者の同意に基づく所有権の移転であるため対価無償は妥当と思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 登坂賢治

番号1番及び2番について担当委員の報告が終わりました。次に質問等ございますか。

(質問なし)

それでは、番号1番及び2番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第5、議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

2ページをご覧ください。議第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があつたので委員会の可否を求めます。申請件数は1件です。

(議第20号1番について朗読により説明)

以上、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしてございます。以上です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について20番牛谷清海委員より報告を願ひます。

20番 牛谷清海委員

番号1番について、現地確認をしてみました。今回の申請は、農業者年金受給に関わる親子間の使用貸借による再設定であり、作付け計画も今までどおりということであるため、問題ないものと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等
ございますか。

議長 登坂賢治

無いようでありますので、番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第6 議第21号農用地利用集積計画の一部訂正についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

3ページです。平成26年1月1日公告の農用地利用集積計画の内容に誤りがありましたので、
委員会の承認を求めます。(議第21号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

事務局の説明が終わりました。次にご質問等について求めます。

13番 山田良一委員

賃貸人、賃借人への訂正の通知はどう対応するのですか。

主事 原田恭兵

総会で承認をいただいた後、該当者には通知する予定です。

13番 山田良一委員

調印時に訂正前の状態で捺印されていますが、集積計画書はそのまま訂正を行うのです
か。若しくは訂正後に再度捺印するのですか。

主事 原田恭兵

集積計画書に調印の折に訂正印を押していただいているので、訂正印をもって訂正させてい
ただきたいと考えております。

議長 登坂賢治

ただ今の説明でよろしいでしょうか。

13番 山田良一委員

わかりました。

議長 登坂賢治

他にございませんか。無いようでありますので、お謀りいたします。本案について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案を承認することに決定いたします。

これをもちまして、第5回川西町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。